

2022年7月29日

各 位

会社名 富士通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 時田 隆仁  
(コード番号 6702 東証プライム市場)  
問合せ先 広報IR室長 野本 邦彦  
電話番号 03-6252-2175

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、株式報酬として自己株式を処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 処分期日         | 2022年8月22日  |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 75,501株  |
| (3) 処分価額         | 1株につき18,940円  |
| (4) 処分価額の総額      | 1,429,988,940円  |
| (5) 割当予定先        | ①当社役員及び従業員 66名<br>(うち従業員の退職者16名を含む)<br>②当社国内子会社の役員及び従業員 36名<br>(うち役員の退職者8名及び退職予定者1名並びに従業員の退職者8名を含む)<br>計 75,501株<br>※ 業務執行取締役を含む。 |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。   |

2. 海外募集による自己株式処分の概要

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 処分期日         | 2022年8月22日  |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 30,081株  |
| (3) 処分価額         | 1株につき18,940円  |
| (4) 処分価額の総額      | 569,734,140円  |
| (5) 割当予定先        | ①当社海外子会社の役員及び従業員 6名<br>②当社海外子会社への出向者及び転籍者 4名<br>計 30,081株 |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。             |

### 3. 処分の目的及び理由

当社は、(1) 当社及び当社の一部国内子会社の対象役員等(後に定義します。)及び当社海外子会社への出向者及び転籍者に対する業績連動型株式報酬制度及び(2) 当社の一部海外子会社の一定の役員及び従業員に対する業績連動型株式ユニット及び業績に連動しない譲渡制限株式ユニットを組み合わせた海外子会社株式報酬制度(後に定義します。)を導入しております。国内募集及び海外募集による自己株式処分は前述の制度を踏まえ、2022年7月29日開催の取締役会における決議に基づき行われるものであり、割当予定先である業績連動型株式報酬制度及び海外子会社株式報酬制度の対象者に対し、これらの制度に基づいて付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、当社普通株式を交付するものです。

#### (1) 業績連動型株式報酬制度

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、業務執行取締役(代表取締役及び執行役員を兼務する取締役をいいます。以下同じです。)に対し、業績に連動して当社株式を報酬として付与する制度の導入を決議し、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株(\*1)以内とすることを決議いただいております。また、2021年6月28日開催の第121回定時株主総会において、この上限額を、年額12億円以内、割り当てる株式総数を年7.5万株以内に改定するとともに、制度の具体的な内容につき、改めて決議いただきました。さらに、2022年6月27日開催の第122回定時株主総会において、2022年度以降に係る報酬については、業績達成水準の指標にEPS(一株当たり当期利益)を追加すること、報酬の一部を納税資金相当の金銭で、残りを当社株式の割り当てのための金銭報酬債権で支給することを決議いただいておりますが、本募集は当該決議前の業績連動型株式報酬制度に基づき行われます。

\*1 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしたことから、株式併合後の株式数を記載しております。

なお、当社は、当社の業務執行取締役の他に、当社の執行役員及び常務理事(\*2)もこの業績連動型株式報酬制度の対象とし、当社の一部国内子会社の業務執行取締役並びに執行役員及び常務理事等に対しても同様の制度を展開していくことを2017年4月28日開催の取締役会において決議しております(\*3)。また、職責に応じた区分であるFUJITSU LevelにおけるSVPに認定された従業員へのこの業績連動型株式報酬制度の展開については、2019年12月16日開催の経営会議において、またVPに認定された従業員への展開については、2020年3月23日開催の経営会議において決定しております。さらに、当社の理事の一部に対しては、この業績連動型株式報酬制度における業績判定期間を1年に変更したうえで展開することを2019年11月29日の代表取締役社長の決裁に基づき決定しております(業績連動型株式報酬制度の対象となる当社及び当社の一部国内子会社の業務執行取締役並びに執行役員、理事(\*2)及びFUJITSU LevelにおいてSVP又はVPに認定された従業員等を合わせて、以下「対象役員等」といいます。)

\*2 当社は、2018年度より、常務理事を廃止し、新たな役職として理事を創設しました。2019年3月29日の代表取締役社長の決裁に基づき、理事についてもこの業績連動型株式報酬制度の対象としております。

- \* 3 当社子会社定款の規定に基づき、当社子会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社子会社から付与する財産上の利益については、当社が決定しております。

制度の概要につきましては、以下の通りです。

#### <業績連動型株式報酬制度の概要>

当社は、対象役員等に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えると同時に、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

##### ① 制度の概要

当社は、対象役員等に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）及び業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して業績連動型株式報酬制度の対象役員等の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象役員等毎にその合計株式を割り当てます。このとき、対象役員等には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、対象役員等は、この金銭報酬債権を、割り当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

##### ② 業績達成水準の指標及び係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

##### ③ 1株当たりの払込金額

業績連動型株式報酬制度における対象役員等に割り当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

##### ④ 金銭報酬債権の支給及び当社株式の割当てに関する条件

業績判定期間が終了し、業績判定期間中に対象役員等が継続してその地位にあったことを条件として、各対象役員等に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで、各対象役員等に当社株式を割り当てます。ただし、業績連動型株式報酬制度の対象となる対象役員等が、当社が正当と認める理由により、業績判定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社は割当株式の数及び割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

##### ⑤ その他

組織再編時等における業績連動型株式報酬制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他制度の詳細は、当社取締役会の決議又は株式報酬規程等（当社の一部子会社における株式報酬規程等を含みます。）をもって定めております。

#### （2）海外子会社株式報酬制度

当社は、2017年12月5日開催のグローバル報酬委員会（\*1）において、当社の一部海外子会社の一定の役員及び従業員（海外子会社株式報酬制度の対象となる、FUJITSU Levelにおいて

SVP 以上に認定された一部海外子会社の役員及び従業員を、以下「海外子会社対象役員等」といいます。) に対し、業績に連動する業績連動型株式ユニット (以下、「PSU」といいます。) 及び業績に連動しない譲渡制限株式ユニット (以下、「RSU」といいます。) に基づき当社株式を報酬として付与する制度 (以下、「海外子会社株式報酬制度」といいます。) の導入を決議しております。

- \* 1 海外子会社株式報酬制度の導入時に設置していた、グローバルコーポレート部門担当の副社長を委員長とし、海外子会社の FUJITSU Level における VP 以上を対象とする報酬額及びインセンティブ制度について審議及び決議することを目的とした会議体です。現在、当該会議体は廃止されております。

制度の概要につきましては、以下の通りです。

#### <海外子会社株式報酬制度の概要>

当社は、海外子会社対象役員等にも中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、海外子会社株式報酬制度を導入しております。

##### ① 制度の概要

###### ア) PSU の概要

海外子会社対象役員等に対して、あらかじめ海外子会社対象役員等毎に定めた基準株式数、業績判定期間 (3 事業年度) 及び業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して海外子会社対象役員等の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、海外子会社対象役員等毎にその合計株式を割り当てます。

###### イ) RSU の概要

海外子会社対象役員等に対して、あらかじめ対象者毎に付与する当社株式の数を定め、権利算定期間である 3 事業年度中に継続してその地位にあったことを条件として、3 事業年度の終了をもって、海外子会社対象役員等毎にその株式を割り当てます。

PSU 及び RSU いずれに基づく割当ての場合においても、海外子会社対象役員等には割当て株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、海外子会社対象役員等は、この金銭報酬債権を、割り当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。また、取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

##### ② PSU における業績達成水準の指標及び係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益又は海外子会社対象役員等の担当領域における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

##### ③ 1 株当たりの払込金額

海外子会社株式報酬制度における海外子会社対象役員等に割り当てられた当社株式 1 株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

##### ④ 金銭報酬債権の支給及び当社株式の割当てに関する条件

PSU については、業績判定期間が終了し、業績判定期間中に海外子会社対象役員等が継続して

その地位にあったことを条件として、RSUについては、権利算定期間である3事業年度が終了し、海外子会社対象役員等が3事業年度中に継続してその地位にあったことを条件として、各海外子会社対象役員等に対して金銭報酬債権を支給し、その全部を現物出資させることで、各海外子会社対象役員等に当社株式を割り当てます。ただし、海外子会社株式報酬制度の対象となる海外子会社対象役員等が、当社が正当と認める理由により、業績判定期間又は権利算定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社は割当株式の数及び割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

⑤ その他

組織再編時等における海外子会社株式報酬制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他制度の詳細は、株式報酬規程等（当社の一部海外子会社における株式報酬規程等を含みます。）をもって定めております。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、上記制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額については、恣意性を排除した価格とするため2022年7月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値である18,940円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1か月（2022年6月29日から2022年7月28日まで）の終値単純平均値である18,036円（円未満切り捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率4.77%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3か月（2022年4月29日から2022年7月28日まで）の終値単純平均値である18,384円からの乖離率2.95%、及び6か月（2022年1月29日から2022年7月28日まで）の終値単純平均値である17,869円からの乖離率5.66%となっております。

なお、上記の払込金額については、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

5. 企業行動規程上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動に伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上